

平成23年4月4日

宮城県知事

村井嘉浩 殿

東日本大震災対策に関する緊急要望書

宮城県議会議長 畠山和純

宮城県議会

平成23年大震災対策調査特別委員長

相沢光哉

東日本大震災対策に関する緊急要望書

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、日本国内観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録し、かつて経験したことのない激しい揺れと大津波により、東北地方の広い範囲に壊滅的な被害を与え、本県においても沿岸部を中心に未曾有の災害となっている。

地震発生当初から本県執行部を始めとし、自衛隊、市町村、関係機関等と連携し、懸命な災害対策に不眠不休で取り組んでいただいていることに対し本県議会として心から感謝申し上げます。

しかしながら、現時点で死者・行方不明者13,428人、重軽傷者859人となっており、増え続ける死傷者や瓦礫の山の中での6万人を超える避難生活、未だに寸断されているライフラインやガソリン等燃油を始めとした生活関連物資の不足が続いており、また、2次、3次の避難先の対応や県民生活や産業活動の復旧に向けた対応、行政機能の回復、沿岸部において広域的に発生した地形の変化・地盤沈下への対応など、早急に取り組まなければならない課題が山積している状況にある。

今回の大地震は、我々の想定をはるかに超えた災害で本県のみで対応できる災害対策レベルではないことも事実であり、また、本県議会としても本県執行部や市町村、関係機関と連携・協力し、被災者の救済と災害からの復興に最善の努力を傾注することとしているが、避難を余儀なくされている地域の県民の皆様を始めとして、県民生活の早期の改善、地域経済活動の早期の正常化に向けてなお一層の対策等を講じられますよう要望する。

1 被災者対策について

(1) 未だに6,000名を超える行方不明者がおり、今後においても死亡者数が増え続けることが予測されることから、遺体安置所のさらなる確保や遺体の防腐対策・土葬対策を始めとする埋葬対策について、市町村と連携し、また、他県の協力を得ながら、迅速に対応すること。

(2) 生活基盤の喪失や避難所生活の長期化などに伴い、心身ともに不安定となっている被災者へのカウンセリングの実施や、要介護者、障害者及び子どもへのケアなど、カウンセラーや保健師、介護士、保育士、教師等の人的な支援を含め、市町村あるいは関係機関と連携し、取り組みを一層強化すること。

また、被災者を始めとした県民の不安を解消できるよう適宜・適切な情報の提供に努めること。

(3) ボランティアあるいは、各種団体及び地方自治体からの支援・応援が十分機能するよう、受入体制や活動体制を早急に整備すること。

2 生活関連対策について

(1) 自己の住宅で避難している住民を含め避難所への生活関連物資の提供に万全を期すとともに、やや改善の兆しが見え始めたガソリン等燃油の供給・確保や物資の流通をさらに確実なものとする。

また、医療機関の機能・体制の拡充強化と医薬品や療養病床の確保に万全を期すこと。

(2) 市町村、関係機関等との連携のもと被災地域等での電気・水道・ガス・通信等のライフラインの一刻も早い復旧に努めること。

(3) 福島県内の原子力発電所の重大な事故の発生により、放射能汚染への県民の不安が広がっており、また、農作物等への風評被害が危惧されることから、恒常的に県内の

空間放射線モニタリングや水道水・農畜産物の放射能測定等を実施できる体制の早期の確保と、県民の不安解消に向けた主体的な情報公開を適宜・適切に実施すること。

3 応急対策について

(1) 国及び業界団体等との緊密な連携を図り、避難者の生活再建に向けた応急仮設住宅の建設に伴う建築資材の調達、建設作業員等の確保に万全を期すとともに、公営住宅や民間住宅等の活用、生活再建資金の支援について、早期に避難者が生活再建できるよう全面的な財政措置を含め、既存制度の枠を超えた柔軟な対応を国に強く要請すること。

(2) 甚大な被害を受けた公共施設等、特に、仙台空港や県内道路、鉄道、離島航路及び港湾物流機能等については、県民生活に大きな支障をおよぼすことから、1日も早い復旧に取り組むとともに、災害復旧費等既存制度の条件緩和等も含めた柔軟な対応と財政措置を含めた強力な支援を国に強く要請すること。

(3) 津波被害を受けた農地の除塩対策や海水で耕作することが不可能な水田の減反用地への編入等地域間生産調整対策、農業用施設復旧対策を始めとして、農業の復旧支援に早急に対応するとともに、休耕補償等被災農業者への経済的補償を国の責任において実施するよう強く要請すること。

また、津波により打ち上げられた船舶の処理、海底に沈む瓦礫の調査・撤去等、水産業関係の復旧対策、あるいは水産業関係者への経済的補償についても、国の責任において早急に対応するよう強く要請すること。

(4) 復旧・復興対策の妨げとなる瓦礫や自動車の解体・撤去等を国の責任において早急に実施するとともに、災害廃棄物処理のため、既存制度の弾力的な運用や財政的な支援等必要な措置を国に強く要請すること。

(5) 被災市町村等が実施する応急対策や被害状況調査、被災建築物の応急危険度判定な

どに対する人的支援など、被災市町村の行政機能の回復に向けた機動的な体制の確保と、市町村の実情に応じた支援を行うとともに、災害復旧対策における国庫補助要件の緩和のみならず、被災市町村の復旧・復興に向けた国の全面的な財政措置を含め、抜本的な対策を強く要請すること。

(6) 農林水産業や中小企業等についても甚大な被害が発生しており、地域経済の復興に向けて、既存の制度によることなく柔軟かつ迅速な処理が図られるよう措置するとともに、農林水産業者や中小企業者等が安心して復興に向けて動きだすことが可能となる金融支援措置についても、国に強く要請すること。